

2005年度  
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

# 憲 法 問 題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません

## 【憲法問題】

次の文章は、ある判決（東京地裁1984年5月18日）において裁判所自身が作成した判決理由要旨の一部を抜き出したものである。

この判決について憲法上の争点を中心にして論評しなさい。

なお、解答は解答用紙2枚以内にまとめなさい。

### 一 事件の概要

本件は、予防接種法（昭和五一年法第六九号による改正前の法律）によつて実施され、あるいは国の行政指導に基づき地方公共団体が接種を勧奨した予防接種として、インフルエンザワクチン、種痘、ポリオ生ワクチン、百日咳ワクチン、日本脳炎ワクチン、腸チフス・パラチフスワクチン、百日咳・ジフテリア二種混合ワクチン、百日咳・ジフテリア・破傷風三種混合ワクチン等のうち、一種類または二種類の接種を受け、その結果、右予防接種ワクチンの副作用により、疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡するに至つた本件各被害児と、その両親らが原告（原告数は、被害児六二名中訴提起前の死亡被害児を除く三六名、その両親らの家族一二四名、合計一六〇名）となり、当時厚生省が行つていた防疫行政につき、民法上の債務不履行責任、国家賠償法上の責任または憲法上の損失補償責任を追及するとして、国を被告として、昭和四七年三月から六次にわたつて（基本事件は当庁昭和四八年（ワ）第四七九三号事件であり、事件数は全部で六件である）提起した損害賠償請求事件である。

### 四 被害児A及び同Bに対する賠償責任について、

#### （1）被害児Aについて、

昭和三六年の予防接種実施要領の改正により混合ワクチン以外のワクチンの複数同時接種が禁止されたから、実施主体の市町村長等が、昭和三六年以降において混合ワクチン以外のワクチンの複数同時接種を実施してはならない注意義務に違反して接種計画を立案しこれを実施したときは、かかる注意義務違反は予防接種事故を発生させる危険性、蓋然性を有するものであり、事故発生についての過失があったものと推定するのが相当である。

そこで、被害児Aについては、法五条所定の接種、及び法九条所定の接種のうち、実施主体である東京都中野区長は、二種混合ワクチン（生後六か月以下の者に対しては東京都中野区長が実施する法五条所定の接種、生後六か月を超える者に対しては東京都中野区が実施する法九条所定の接種）と種痘（東京都中野区長が実施する法五条所定の接種）の同時接種の計画を立案したものと認められる。そうすると、東京都中野区長は、混合ワクチン以外のワクチンの複数同時接種を実施してはならない注意義務に違反して、二種混合ワクチンと種痘の同時接種の計画を立案し、これに基づいて、被害児Aに対し、東京都中野区が実施した法九条所定の本件二種混合ワクチン接種の直後に法五条所定の本件種痘接種を実施したものと認められ、本件事務発生についての過失があったものと認められる。

更に、被害児Aは、昭和四〇年九月八日、東京都中野区立塔ノ山小学校において、本件の接種を受け、本件種痘接種担当医師は、本件種痘接種を行えば本件二種混合ワ

クチンと同時接種になることを知りながら、混合ワクチン以外のワクチンの複数同時接種をしてはならない注意義務に違反して本件種痘接種を行ったものであるから本件事故発生についての過失があったものと認められる。

(2) 被害児Bについて、

被害児Bは、本件接種において多圧法により種痘の接種を受け、その接種箇所は二箇所であった。予防接種実施規則は、多圧法の接種数は一箇所とし、切皮法の接種数は第一期の種痘にあつては二箇所とする旨定めていた。従つて、多圧法により二か所の接種を受けた被害児Bは、種痘の規定量の二倍にあたる過量接種を受けたものと推認される。そうすると、被害児Bに対し本件接種を行った接種担当医師は、種痘の規定量に従つた接種を行うべき注意義務に違反して過量接種を行ったもので、本件事故発生についての過失があったものと認められる。

そうすると、予防接種の実施主体である東京都中野区長は、被告国の機関委任事務の遂行として、また、各接種担当医師は、いずれも公務を委託されてこれに従事する特別公務員の立場にあつたものであるから、被告国は、被害児A及び同Bに対し、いずれも国家賠償法一条一項による賠償責任が認められる。

五 損失補償責任について、

被告国は、伝染の虞がある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上と増進に寄与するとの公益目的実現のため、各種予防接種につき、法により罰則を設けてその接種を国民に強制し、あるいは各地方公共団体に対し、国民に接種を勧奨するよう行政指導をして各種予防接種を実施していたものである。被告国のかかる公益目的実現のための行為によつて、各被害児の両親は、各被害児に本件各接種を受けさせることを法律によつて強制されあるいは心理的に強制された状況下におかれ、その結果、各被害児は本件各接種を受け、そのため死亡しあるいは重篤な後遺障害を有するに至つたものであり、このことにより、各被害児及びその両親は、予防接種に通常随伴して発生する精神的身体的苦痛を超え、それらを著しく逸脱した犠牲を強いられる結果となつた。他方、本件における各被害児及びその両親の蒙つた特別の犠牲に対し、その余の一般的国民は、予防接種の結果、幸にして、各被害児らのような不幸な結果を招来することなく、また各予防接種によつて伝染の虞がある疾病の発生及びまん延を予防され、よつて、予防接種法が目的としている国民一般の公衆衛生の向上及び増進による社会的利益を享受しているのである。

そうだとすると、本件においては、各予防接種の結果蒙つた各被害児及びその両親らの特別の犠牲は、予防接種を行うという国民全体の利益のために、やむを得ない犠牲であると解すべきか、はたまた、本件における各被害児及びその両親らの蒙つた具体的な、いわば個人の特別の犠牲は、国民全体の負担において、これを償ふべきものと解すべきかの一つの政策の問題に帰着するといふことができる。

そこで、憲法一三条、二五条の諸規定の趣旨に照らして、本件について検討してみると、いわゆる強制接種は、予防接種法第一条に規定するように、伝染の虞がある疾病の発生及びまん延を予防するために実施し、それは、集団防衛、社会防衛のためになされるものである。そして、いわゆる予防接種は、一般的には安全といへるが、深く稀にはあるが不可避免的に死亡その他重篤な副反応を生ずることがあることが統計的に明らかにされている。

しかし、それにもかかわらず公共の福祉を優先させ、たとへ個人の意思に反してで

も一定の場合には、これを受けることを強制し、予防接種を義務づけているのである。また、いわゆる勧奨接種についても、被接種者としては、勧奨とはいいながら、接種を受ける受けないについての選択の自由はなく、国の方針で実施される予防接種として受けとめ、国民としては、国の施策に従うことが当然の義務であるとして、いわば心理的、社会的に強制された状況の下で、しかもその実施手続・実態は、いわゆる強制接種となんら変ることのない状況の下で接種を受けているのである。そうだとすると、右の状況下において、各被害児らは、被告国が、国全体の防疫行政の一環として予防接種を実行し、それを更に地方公共団体に実施させ、右公共団体の勧奨によって実行された予防接種により、接種を受けた者として、全く予測できない、しかしながら予防接種には不可避免的に発生する副反応により、死亡その他重篤な身体障害を招来し、その結果、全く通常では考えられない特別の犠牲を強いられたのである。このようにして、一般社会を伝染病から集団的に防衛するためになされた予防接種により、その生命、身体について特別の犠牲を強いられた各被害児及びその両親に対し、右犠牲による損失を、これら個人の者のみの負担に帰せしめてしまうことは、生命・自由・幸福追求権を規定する憲法一三条、法の下での平等と差別の禁止を規定する同一四条一項、更には、国民の生存権を保障する旨を規定する同二五条のそれらの法の精神に反するということができ、そのような事態を等閑視することは到底許されるものではなく、かゝる損失は、本件各被害児らの特別犠牲によって、一方では利益を受けている国民全体、即ちそれを代表する被告国が負担すべきものと解するのが相当である。そのことは、価値の根元を個人に見出し、個人の尊厳を価値の原点とし、国民すべての自由・生命・幸福追求を大切にしようとする憲法の基本原理に合致するというべきである。

更に、憲法二九条三項は「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」と規定しており、公共のためにする財産権の制限が、社会生活上一般に受忍すべきものとされる限度を超え、特定の個人に対し、特別の財産上の犠牲を強いるものである場合には、これについて損失補償を認めた規定がなくても、直接憲法二九条三項を根拠として補償請求をすることができないわけではないと解される（昭和四三年十一月二七日最高裁大法廷判決・刑集二二卷一四〇二頁、昭和五〇年三月一三日最高裁第一小法廷判決・裁判集民一一四号三四三頁、同年四月一日最高裁第二小法廷判決・裁判集民一一四号五一九頁参照。）

そして、右憲法一三条後段、二五条一項の規定の趣旨に照らせば、財産上特別の犠牲が課せられた場合と生命、身体に対し特別の犠牲が課せられた場合とで、後者の方を不利に扱うことが許されるとする合理的理由は全くない。

従って、生命、身体に対して特別の犠牲が課せられた場合においても、右憲法二九条三項を類推適用し、かかる犠牲を強いられた者は、直接憲法二九条三項に基づき、被告国に対し正当な補償を請求することができるのと解するのが相当である。

そうすると、被告国は、憲法二九条三項に基づき、各被害児（但し、原告らは、憲法二九条三項に基づく損失補償請求と国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求を選択的併合として請求しているので、接種担当者あるいは実施主体について国家賠償法上の過失が認められた被害児A及び被害児Bの二名を除く。）及びその両親に対し、これらの者が本件各事故により蒙った損失について正当な補償をすべき義務を負っているものと認められる。

六 救済制度の法制化について、

予防接種被害について昭和五二年二月二五日から実施された新たな救済制度が法制化されているが、右法制化された救済制度は、内容の面からみても、額の面からみても、現在のわが国におけるこの種被害に対する救済としては客観的妥当性を有すると認めることはできない。そうすると、憲法二九条三項の類推適用により、本件各事故により損失を蒙った各被害児及びその両親が、被告国に対し、損失の正当な補償を請求できると解するとすると、救済制度が法制化されていても、かかる救済制度による補償額が正当な補償額に達しない限り、その差額についてなお補償請求をなすのは当然のことであると解される。